

平成28年12月2日招集

平成28年 第8回

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目次

議案第138号	佐渡市行政組織条例の制定について	1
議案第139号	佐渡市公共施設等総合管理基金条例の制定について	5
議案第140号	佐渡市小水力発電所運営事業基金条例の制定について	8
議案第141号	佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第142号	佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について	12
議案第143号	佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	22
議案第144号	佐渡市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	26
議案第146号	佐渡市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第147号	新たに生じた土地の確認について（両津湊地内）	35
議案第148号	字の変更について（両津湊地内）	36
議案第149号	公の施設に係る指定管理者の指定について（心身障がい者福祉センター）	37
議案第150号	公の施設に係る指定管理者の指定について（精神障がい者福祉センター）	38

議案第151号	公の施設に係る指定管理者の指定について (窪田キャンプ場)	39
議案第152号	公の施設に係る指定管理者の指定について (佐渡海洋深層水分水施設)	40
議案第153号	公の施設に係る指定管理者の指定について (勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野 球場、両津テニスコート、両津農村広場)	41
議案第154号	公の施設に係る指定管理者の指定について (両津総合体育館)	42
議案第155号	公の施設に係る指定管理者の指定について (佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場)	43
議案第156号	市道路線の変更について	44
議案第157号	新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公 共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務 組合規約の変更について	45
議案第158号	平成28年度佐渡市一般会計補正予算(第5号) について	47
議案第159号	平成28年度佐渡市介護保険特別会計補正予算 (第2号)について	47
議案第160号	平成28年度佐渡市下水道特別会計補正予算 (第2号)について	47
議案第161号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程
議案第162号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程

議案第138号

佐渡市行政組織条例の制定について

佐渡市行政組織条例を次のとおり制定する。

平成28年12月 2 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市行政組織条例

佐渡市行政組織条例(平成22年佐渡市条例第1号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、同項に規定する内部組織として、次に掲げる室及び部を設けるものとする。

総合戦略室

総務部

市民福祉部

産業観光部

建設部

(分掌事務)

第2条 前条に規定する室及び部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総合戦略室

- (1) 市行政の施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 行政改革に関すること。

総務部

- (1) 市議会に関すること。
- (2) 文書及び法規に関すること。
- (3) 情報管理に関すること。
- (4) 秘書及び渉外に関すること。
- (5) 市民相談に関すること。
- (6) 広報及び広聴に関すること。
- (7) 情報政策に関すること。
- (8) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。
- (9) 防災及び防犯対策に関すること。
- (10) 交通安全対策に関すること。

- (11) 財産管理及び財産区に関する事。
- (12) 予算その他財政に関する事。
- (13) 工事の入札、契約及び検査に関する事。
- (14) 税に関する事。
- (15) 他の所管に属さない事項に関する事。

市民福祉部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- (2) 人権尊重施策に関する事。
- (3) 国民健康保険に関する事。
- (4) 国民年金に関する事。
- (5) 後期高齢者医療に関する事。
- (6) 消費者行政に関する事。
- (7) 医療に関する事。
- (8) 保健及び健康増進に関する事。
- (9) 社会福祉に関する事。
- (10) 家庭相談に関する事。
- (11) 子育て支援に関する事。
- (12) 高齢者福祉に関する事。
- (13) 介護保険に関する事。
- (14) 衛生に関する事。
- (15) 環境保全に関する事。
- (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する事。

産業観光部

- (1) 世界遺産に関する事。
- (2) 地域振興に関する事。
- (3) 統計に関する事。
- (4) 交流及び定住に関する事。
- (5) 商工業振興に関する事。
- (6) 地域交通に関する事。

- (7) 空港に関すること。
- (8) 農業生産基盤に関すること。
- (9) 林業振興に関すること。
- (10) 水産振興に関すること。
- (11) 農業振興に関すること。
- (12) 生物多様性に関すること。
- (13) 観光振興に関すること。

建設部

- (1) 道路及び橋梁に関すること。
- (2) 河川その他土木に関すること。
- (3) 住宅の建築及び維持管理に関すること。
- (4) 都市計画及び都市整備に関すること。
- (5) 公共用地の取得に関すること。
- (6) 公園緑地に関すること。
- (7) 下水道事業に関すること。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第139号

佐渡市公共施設等総合管理基金条例の制定について

佐渡市公共施設等総合管理基金条例を次のとおり制定する。

平成28年12月 2 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市公共施設等総合管理基金条例

(設置)

第1条 公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等に係る長期的な経費の財政負担の軽減及び平準化を図るための経費の財源に充てるため、佐渡市公共施設等総合管理基金(以下「基金」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「公共施設等」とは、公共施設、公用施設その他の佐渡市が所有する建築物その他工作物をいう。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益金は、予算に計上し、第1条の目的を達成するための経費に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限る、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(佐渡市行政庁舎建設基金条例の廃止)

- 2 佐渡市行政庁舎建設基金条例（平成16年佐渡市条例第75号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の佐渡市行政庁舎建設基金条例の規定により積み立てられた現金、有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなす。

議案第140号

佐渡市小水力発電所運営事業基金条例の制定について

佐渡市小水力発電所運営事業基金条例を次のとおり制定する。

平成28年12月 2 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市小水力発電所運営事業基金条例

（設置）

第1条 佐渡市が設置する小水力発電所の修繕、更新等の費用に充てるため、佐渡市小水力発電所運営事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条に規定する目的のために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第141号

佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月 2 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例

佐渡市特別会計条例（平成16年佐渡市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 佐渡市小水力発電特別会計 小水力発電事業

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第142号

佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について

佐渡市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月 2 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市税条例等の一部を改正する条例

(佐渡市税条例の一部改正)

第1条 佐渡市税条例（平成16年佐渡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第19条中「、第139条第1項又は第145条第3項」を「又は第139条第1項」に、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第1号中「、第105条又は第145条第3項」を「又は第105条」に改め、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「本条」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「第1項に」を「同項に」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるもの）に限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるもの）に限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定

によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定

する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日
(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限り。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎と

なる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日
（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、
当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附則第6条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第20条の3を削る。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、

同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とある

のは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
 - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割

の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（佐渡市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 佐渡市税条例の一部を改正する条例（平成27年佐渡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項中「、新条例」を「、佐渡市税条例」に、「に掲げる新条例」を「に掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第1条中附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定は、平成30年1月1日から

施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の佐渡市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、前条本文に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条本文に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例附則第20条の2の規定は、前条本文に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

議案第143号

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月 2 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険税条例（平成16年佐渡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第7項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第10項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「法附則第35条の2第6項」を「法附則第35条の2第5項」に、「株式等」を「一般株式等」に、「、同条第2項中」を「、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中」に改める。

附則第11項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則中第12項及び第13項を削り、第14項を第12項とする。

附則中第15項を削り、第16項を第13項とし、同項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲

渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第24条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第24条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第24条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第24条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附則中第17項を第16項とし、第18項を第17項とし、第19項を第18項とし、第20項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の佐渡市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第144号

佐渡市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

佐渡市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月 2 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(佐渡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 佐渡市水道事業の設置等に関する条例(平成16年佐渡市条例第292号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

給水区域	給水人口	1日最大給水量
次に掲げる区域のうち、水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項及び第10条第1項の認可を受けた区域 両津夷、両津湊、両津夷新、両津福浦一丁目、両津福浦二丁目、両津福浦三丁目、浜田、春日、加茂歌代、梅津、羽吉、住吉、原黒、吾潟、城腰、河崎、真木、椿、久知河内、椎泊、下久知、立野、上横山、長江、秋津、潟端、下横山、旭、北五十里、白瀬、玉崎、両尾、羽二生、岩首、東鵜島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、炮、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾、水津、両津大川、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川、歌見、黒姫、虫崎、北小浦、見立、鷺崎、鷺崎字藻浦、真更川、願、北鵜島、相川水金町、相川柴町、相川下山之神、相川北沢町、相川坂下町、相川炭屋町、相川大間町、相川紙屋町、相川濁川町、相川広間町、相川弥十郎町、相川夕白町、相川勘四郎町、相川四十物町、相川米屋町、相川味噌屋町、相川長坂町、相川八百屋町、相川会津町、相川上京町、相川中京町、相川下京町、相川六右衛門町、相川左門町、相川大床屋町、	73,085人	42,653.46 立 方 メートル

相川新五郎町、相川南沢町、相川大工町、相川諏訪町、相川次助町、相川庄右衛門町、相川清衛門町、相川嘉左衛門町、相川上寺町、相川中寺町、相川下寺町、相川宗徳町、相川五郎右衛門町、相川奈良町、相川柄杓町、上相川町、相川小右衛門町、相川銀山町、相川板町、相川材木町、相川新材木町、相川小六町、相川西坂町、相川新西坂町、相川石扣町、相川塩屋町、相川羽田町、相川江戸沢町、相川一町目、相川一町目裏町、相川二町目、相川二町目新浜町、相川三町目、相川四町目、相川一町目浜町、相川市町、相川三町目浜町、相川三町目新浜町、相川四町目浜町、相川新浜町、相川下戸浜町、相川五郎左衛門町、相川馬町、相川下戸町、相川下戸炭屋町、相川下戸炭屋裏町、相川下戸炭屋浜町、相川二町目浜町、相川海士町、相川羽田村、相川下戸村、下相川、相川鹿伏、小川、相川大浦、高瀬、橘、稲鯨、米郷、相川栄町、二見、達者、姫津、北狄、戸地、戸中、南片辺、北片辺、石花、後尾、北川内、北立島、入川、高千、北田野浦、小野見、石名、小田、大倉、矢柄、関、五十浦、岩谷口、八幡、八幡新町、八幡町、中原、窪田、沢根炭屋町、沢根五十里、沢根籠町、沢根町、鍛冶町、河原田本町、河原田諏訪町、沢根、長木、上長木、下長木、上矢馳、市野沢の一部、青野の一部、東大通、二宮、真光寺、山田、石田の一部、金井新保、千種、中興、泉、平清水、三瀬川、吉井、水渡田、安養寺、吉井本郷、		
---	--	--

大和、貝塚、新穂皆川、新穂舟下、下新穂、新穂武井、下大野、上大野の一部、郷平、上新穂の一部、新穂井内の一部、新穂瓜生屋の一部、新穂青木の一部、新穂正明寺の一部、新穂田野沢の一部、新穂潟上の一部、新穂長畝、内巻、島、新穂北方の一部、新穂、馬場、三協、畑野、寺田、飯持、宮川、三宮、畠田、坊ヶ浦、目黒町、栗野江、大久保の一部、長谷、小倉の一部、丸山、浜河内、多田、松ヶ崎、金丸、四日町、長石、真野新町、豊田、真野、浜中、吉岡、桜ヶ丘、中沢田、国分寺、竹田、合沢、小川内、滝脇、背合、東大須、大小、大倉谷、田切須、西三川、椿尾（西大須、小立、大立、倉谷、田切須、西三川、高塚、高崎及び椿尾）、下黒山、静平（笹川、下黒山及び静平）小木町（通称上野地区を含む。）、小木木野浦、小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦（通称上大浦地区を含む。）、小木金田新田、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、宿根木、琴浦、小木地区、犬神平地区、羽茂飯岡、羽茂本郷（大草を除く。）、羽茂大橋、羽茂村山、羽茂大石、羽茂三瀬、羽茂上山田、羽茂小泊、羽茂亀脇地区、羽茂滝平（大峰を除く。）、羽茂大崎（紋張、丹坂及び犬落を除く。）、羽茂本郷（大草）地区、大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊（天狗塚地区を除く。）、徳和、三川、蒔場、外山、上川茂及び下川茂		
--	--	--

（佐渡市水道事業給水条例の一部改正）

第2条 佐渡市水道事業給水条例（平成16年佐渡市条例第294号）の一部を

次のように改正する。

第29条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

（佐渡市水道事業及び簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正）

第3条 佐渡市水道事業及び簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年佐渡市条例第11号）の一部を次のように改める。

題名中「及び簡易水道事業」を削る。

第3条第2項を削る。

第4条第1項第1号中「簡易水道以外の」を削り、同条第2項中「簡易水道又は」及び「第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に契約された簡易水道の布設工事に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準については、第3条の規定による改正後の佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第146号

佐渡市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月 2 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市農業委員会に関する条例（平成17年佐渡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「選挙による委員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員」を「委員の定数及び農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（農業委員会の委員の定数）

第2条 法第8条第2項の規定に基づく農業委員会の委員の定数は、24人とする。

（推進委員の定数）

第3条 法第18条第2項の規定に基づく推進委員の定数は、37人とする。

第4条を削る。

別表を削る。

附 則

この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が退任したときは、その退任した日）の翌日から施行する。

議案第147号

新たに生じた土地の確認について（両津湊地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、当市の区域内に新たに生じた下記の土地を確認する。

記

土地の所在	面積（㎡）
佐渡市両津湊字川方 343 の 9、343 の 11、343 の 12、343 の 34、343 の 39 地先の公有水面埋立地	6,733.36

平成28年12月 2 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第148号

字の変更について（両津湊地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を下記のとおり変更し、佐渡市長の告示のあった日から施行するものとする。

変更前	変更後
佐渡市両津湊字川方 343 の 9、343 の 11、343 の 12、 343 の 34、343 の 39 地先の公有水面埋立地	佐渡市両津湊 字川方

平成28年12月 2 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第149号

公の施設に係る指定管理者の指定について（心身障がい者福祉センター）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
心身障がい者福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人しあわせ福祉会
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

平成28年12月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第150号

公の施設に係る指定管理者の指定について（精神障がい者福祉センター）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
精神障がい者福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人とき福祉会
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

平成28年12月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第151号

公の施設に係る指定管理者の指定について（窪田キャンプ場）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
窪田キャンプ場
- 2 指定管理者となる団体の名称
OuT DooR's
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

平成28年12月2日 提出

佐渡市長 三浦 基裕

議案第152号

公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
佐渡海洋深層水分水施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
新潟県佐渡海洋深層水株式会社
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

平成28年12月2日 提出

佐渡市長 三浦 基裕

議案第153号

公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

勤労青少年ホーム

両津運動広場

両津野球場

両津テニスコート

両津農村広場

2 指定管理者となる団体の名称

住吉みどりの会

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

平成28年12月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第154号

公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
両津総合体育館
- 2 指定管理者となる団体の名称
一般財団法人佐渡市スポーツ協会
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

平成28年12月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第155号

公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、
佐渡市陸上競技場）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法
（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求
める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
佐渡スポーツハウス
佐渡市陸上競技場
- 2 指定管理者となる団体の名称
一般財団法人佐渡市スポーツ協会
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

平成28年12月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第156号

市道路線の変更について

下記の路線を変更したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名		起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
金井4号線	旧	佐渡市千種 154番5地先	佐渡市千種 乙867番1地先	4,837.5	3.8～9.5
	新	佐渡市千種 丙157番地先	佐渡市千種 乙867番1地先	4,361.4	3.8～8.7

平成28年12月 2 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第157号

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成29年3月31日限りで新潟県市町村総合事務組合から新井頸南広域行政組合を脱退させることとし、新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更するものとする。

平成28年12月 2 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、新井頸南広域行政組合」を削る。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

- | | |
|---------|---|
| 議案第158号 | 平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について
(予算書別紙添付) |
| 議案第159号 | 平成28年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
(予算書別紙添付) |
| 議案第160号 | 平成28年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について
(予算書別紙添付) |

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力お願いします。

リサイクルの際はホッチキス針の除去についてご協力お願いします。

追加議案目次

議案第163号 公有水面埋立てに係る意見について（沢根地内）	1
--------------------------------	---

議案第163号

公有水面埋立てに係る意見について（沢根地内）

下記地先の公有水面埋立てについて、新潟県知事から意見を求められたので、異議のない旨答申することについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 埋立位置

新潟県佐渡市沢根五十里1098番地2及び2450番地の地先公有水面

2 埋立面積

886.31㎡

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 埋立てに関する工事の施行に要する期間

着手の日から1年間

平成28年12月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第 158 号

《平成 28 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 5 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 国の平成 28 年度補正予算（第 2 号）に伴う経済対策事業の経費を計上
- ・ 工事発注時期の平準化に係る債務負担行為の設定
- ・ その他の経費については、9 月補正予算編成後の事由による緊急性のある経費について計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	45,788,158
補 正 額	556,997
累計予算額	46,345,155

3. 主な財源内訳

（単位：千円）

地方交付税	188,865
国・県支出金	336,574
市 債	21,700

4. 主な補正項目

（単位：千円）

○国の補正予算に伴う経済対策事業

補正額：392,845

・離島活性化交付金事業

（補正額：86,912）

（事業内容）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急用スペアキー保管ボックス設置事業【総務課】 6,912 千円 |
| 地震の揺れを感知して自動的にロックが外れる仕組みのキーボックスを市内 20 箇所すべての防災備蓄倉庫に設置する |

（事業内容）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難路整備事業【総務課】 65,000 千円 |
| 海拔 10m 未満程度の沿岸部の各集落が、津波等から避難するために必要な避難路を整備する |

（事業内容）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡金銀山案内看板作製事業【世界遺産推進課】 15,000 千円 |
| 相川市街地の観光拠点となる施設、駐車場、バス停等から来訪者を各資産へ誘導するルート案内看板を設置する |

・臨時福祉給付金給付事業【社会福祉課】

（補正額：244,008）

（事業内容）

- | |
|---|
| 消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対して、暫定的・臨時的な措置として給付金を支給する |
| ・ 支給額：1 人につき 15,000 円、対象人数：15,444 人 |

・その他の経済対策事業

(補正額： 61,925)

(事業内容)

・水源林造成事業【農林水産課】	8,000 千円
・社会資本整備総合交付金事業（橋梁・舗装・その他修繕）【建設課】	50,000 千円
・小中学校理科教育等設備整備事業【学校教育課】	3,925 千円

○温泉管理運営事業【社会福祉課】

補正額： 19,500

(事業内容)

・畑野温泉松泉閣 2 階浴室天井改修工事

○工事発注時期の平準化事業（債務負担行為）

(事業内容)

平成 29 年度実施予定の単独工事費の一部について、前倒しして年度内に発注することにより、公共工事の発注時期の平準化に取り組む

【建設課】

道路橋りょう維持補修事業	10 箇所	32,000 千円
道路橋りょう改良舗装事業	5 箇所	25,000 千円
河川改修事業	2 箇所	18,000 千円
公園維持管理事業	1 箇所	6,500 千円
住宅改修事業	2 箇所	6,000 千円

【農林水産課】

農道維持管理事業	2 箇所	5,000 千円
漁港施設管理事業	3 箇所	3,000 千円

【学校教育課】

小学校施設整備事業	1 箇所	7,500 千円
中学校施設整備事業	2 箇所	7,000 千円

合 計 28 箇所 110,000 千円

○大相撲夏巡業佐渡場所開催事業（債務負担行為）【社会教育課】

(事業内容)

平成 29 年 8 月 5 日（土）開催予定の大相撲夏巡業佐渡場所開催に係る経費について債務負担行為を設定する

議案第 159 号

《平成 28 年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)概要》

1. 補正予算について

実績見込に基づく補正
国庫支出金等の補正を計上
保険給付費の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	8,643,290
補 正 額	164,704
累計予算額	8,807,994

3. 主な財源内容

(単位：千円)

国庫支出金	48,882
支払基金交付金	45,635
県支出金	20,373
繰入金	49,814

4. 主な補正内容

(単位：千円)

総務費の増額	1,720
保険給付費の増額	162,984

議案第 160 号

《平成28年度 佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・下水道総務費・建設費の増減額補正を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	3,332,796
補 正 額	26,680
累計予算額	3,359,476

3. 主な財源内訳

（単位：千円）

一般会計繰入金	5,000
下水道補償料	21,680

4. 主な補正内容

（単位：千円）

○下水道総務費

・消費税の増額	5,000
---------	-------

○下水道建設費

・測量設計委託料の増額	9,200
・污水管渠工事の増額	9,980
・雨水管渠工事の減額	△1,080
・水道管等補償費の増額	3,580